

草津市健幸エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、エネルギーや食料品等の物価高騰が市民の生活に重大な影響を与えていることを踏まえ、住まいの断熱対策により省エネ効果を高めることで、エネルギー消費量が少なくても健やかで幸せに過ごせる住宅（健幸エコハウス）の普及や屋内での熱中症の発生防止、物価高騰の影響を受ける市民の生活を安定させることを目的とし、予算の範囲内において、家庭用の外付け日よけの購入に要した費用等の一部に対し、草津市健幸エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「外付け日よけ」とは、住宅の窓の外側に設置する用途で製造されたサンシェードまたはオーニング等の日よけをいい、すだれおよびよしずは含めないものとする。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請日時点において、本市に住民登録のある者であること。
- (2) エネルギー費用の負担軽減を目的として外付け日よけを購入し、自ら居住する市内にある住宅に設置する者であること。
- (3) 外付け日よけを設置することについて、住宅の所有者の承諾を得た者であること。
- (4) 設置した外付け日よけが強風等により飛散しないよう、適切に維持管理する者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の対象となる経費は、外付け日よけを販売業者から購入した経費（外

付け日よけの設置および固定に必要なロープ、フックおよび重り等（以下「付帯製品」という。）の購入経費を含む。ただし、設置工事費は除く。）とする。

2 補助対象となる外付け日よけおよび付帯製品は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に所在する店舗で購入した新品（未使用品）であること。
- (2) 日射遮へい率、熱線カット率その他の太陽からの熱を遮断・抑制する効果が確認できるものであること。
- (3) 建築物等に固定し取り付けるものであること。
- (4) 令和8年4月1日から令和8年10月30日までの間に購入し、設置するものであること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請は、同項の規定にかかわらず、草津市健幸エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金交付申請書（兼実績報告書、交付請求書）（別記様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和8年10月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 購入額、購入日および購入者がわかる領収書
- (2) 日射遮へい率、熱線カット率その他の太陽からの熱を遮断・抑制する効果があることが明記されている製品パッケージ等またはその写し等
- (3) 購入した外付け日よけの設置後の写真（付帯製品を含めた補助対象製品の全てが確認できるもの）
- (4) 振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し（金融機関名、口座番号および名義がわかるもの）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は、1世帯あたり1回を限度とする。

(補助金の交付等の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条の規定にかかわらず、草津市健幸エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金交付決定通知書兼額の確定の通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、草津市健幸エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の実績報告は、規則第13条の規定にかかわらず、前条第1項の交付決定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

(補助金の額の確定通知)

第9条 規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知は、第7条第1項に規定する決定の通知によってなされたものとみなす。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付請求は、規則第16条第1項の規定にかかわらず、第9条の額の確定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

(補助金の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者または補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の取り消し、または交付の決定を取り消した上、既に交付した金額の全部または一部の返還を求めものとする。

(1) 虚偽の手續により不正に補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 本要綱または規則に反する内容に基づき補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。

(免責事項)

第12条 補助対象製品の設置および賃貸借契約に関する当事者間の紛争については、市はその責を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が定め

る。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

4 補助金申請の同意・誓約事項

内容	同意・誓約欄
(1) 補助対象製品は、市内の住居に設置し、新品で未使用のものである。	<input type="checkbox"/>
(2) 補助対象製品を設置することについて、住宅の所有者の承諾を得ている。	<input type="checkbox"/>
(3) 申請者および同一世帯人について、過去にこの補助金の交付を受けていない。	<input type="checkbox"/>
(4) 市から補助事業の適正な実施のため設置確認等の調査の申し出があった場合は、協力する。	<input type="checkbox"/>
(5) 補助金受領後に申請内容等と相違が発生し、補助金額の全部または一部の取消しがなされた場合は、速やかに返還する。	<input type="checkbox"/>
(6) 補助金の交付事務に必要な内容に関し、以下の情報閲覧に同意する。	
ア 住民基本台帳	<input type="checkbox"/>

5 補助金の振込先口座

※ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載 (通帳見開きページの下部に記載)	
金融機関	
本支店名	
預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 ※該当するものにチェックしてください
本人口座番号	
本人口座名義 (カタカナで記入)	

6 添付資料

内容	添付確認欄
(1) 購入額、購入日および購入者がわかる領収書 (購入者名を記入する欄がないレシート等は不可)	<input type="checkbox"/>
(2) 購入した外付け日よけに日射遮へい率、熱線カット率その他の太陽からの熱を遮断・抑制する効果があることが明記されている製品パッケージや添付書類またはその写し等	<input type="checkbox"/>
(3) 購入した外付け日よけの設置後の写真(設置および固定に必要な付帯製品を含めた補助対象製品の全てが確認できるもの)	<input type="checkbox"/>
(4) 振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し(金融機関名、口座番号および名義がわかるもの)	<input type="checkbox"/>

様式第2号（第7条第1項関係）

第 年 月 日 号

様

草津市長



草津市健幸エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金交付決定通知書兼
額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市健幸エコハウス（外付け日よけ）
普及促進補助金については、草津市健幸エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金
交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、その額を
確定したので通知します。

記

交付決定額 _____ 円

額の確定額 _____ 円

様式第3号（第7条第2項関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

草津市長



草津市健幸エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市健幸エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金について、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付とした理由